

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の定めるところにより、部局（事務本部を含む。）の長（事務本部にあつては研究担当の理事とし、第4号にあつては医学研究科長とする。）に委任する。</p> <p>(1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に定める研究に係る監督、許可等（同指針第6第4項第1号及び第3号並びに第17第3項第3号の規定によるものを除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）に定める研究に係る監督、許可等（同指針第16第4項第3号並びに第30第4項第2号及び第3号の規定によるものを除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第9条の4 (同 左)</p> <p>(1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に定める研究に係る監督、許可等（同指針第6第4項第1号及び第3号並びに第18第3項第3号の規定によるものを除く。）</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）に定める研究に係る監督、許可等（同指針第16第4項第3号並びに第31第4項第2号及び第3号の規定によるものを除く。）</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成29年5月30日から施行する。</p>